

3. 新型コロナウイルスに伴う 松戸市独自の取り組み

ひとり親世帯へ緊急支援給付金を支給

(子育て支援課 児童給付担当室 ☎ 047-366-3127)

児童扶養手当受給者を対象に、「ひとり親世帯への緊急支援給付金」の支給を行います。

●事業費 2億1,400万円

●支給内容 第1子に40,000円×2回=80,000円

第2子に20,000円×2回=40,000円

第3子以降に各10,000円×2回=20,000円/1人

●支給月 5月、8月の計2回

●支給対象者 児童扶養手当を受給している2,200世帯
(生活保護世帯を除く)

市税等の納税猶予の特例

(債権管理課 ☎ 047-704-4004、下水道経営課 ☎ 047-366-7394)

新型コロナウイルスの影響により収入が大幅に減少した個人及び事業者に対し、市税の納税や市営水道料金・下水道使用料等の支払いを猶予する。

● 猶予期間

①地方税・・・令和3年1月31日までに納期限が到来するもの

②市営水道料金・下水道使用料・・・令和2年12月31日

● 影響額 6億2,400万円

【内訳】 ①地方税 5億4,800万円

②国民健康保険料等 7,600万円

内定取消者や失業者を 松戸市職員として採用

(人事課 ☎ 047-366-7306)

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の急激な悪化を受け、影響を受けた方への緊急雇用対策として、採用の内定を取り消された方、退職を余儀なくされた方を対象とした任期付職員の募集を行います。

- **募集人数** 10名程度
- **任用期間** 合格後、受験者の準備が整い次第、令和3年3月31日まで
- **給与等** 月17万円 ※賞与、社会保障等あり
- **受験資格** 以下の全てに該当する方 ※年齢要件はありません。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で企業等から採用の内定を取り消された方または失業状態となった方
 - ・ 市内に在住している方または通学・通勤していた方
- **受付期間** 令和2年4月27日(月)～5月8日(金)
- **試験内容** 第1次試験：書類選考 第2次試験：面接試験(随時)

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険における 傷病手当金を給付 (国民健康保険課 ☎ 047-366-7293)

被用者が新型コロナウイルスに感染した場合または感染の疑われる場合に、仕事を休みやすい環境を整備することが求められていることから、条例を改正し、申請に基づき傷病手当金を給付します。

- 対象者** 新型コロナウイルス感染または感染疑いのため労務に服することができなくなった被用者のうち、松戸市国民健康保険の加入者
- 支給要件** 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から、労務に服することができない期間（4日目から支給対象）
- 支給額** 直近の継続した3カ月間の給与合計金額を就労日数で除した金額 $\times 2 / 3 \times$ 日数
- 適用期間** 令和2年1月1日から（入院が継続する場合等は最長1年6カ月）
- 申請方法** 世帯主・被用者・事業主・医療機関が記入する申請書を松戸市国民健康保険課に提出

(2) 厳しい経営環境にある中小企業・個人事業主への支援 【2億9,000万円】

松戸市独自の中小企業への資金繰り支援

～新型コロナウイルス感染症対策利子補給金・保証料補助金～

(商工振興課 ☎ 047-711-6377)

●事業費

2億4,000万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減少している中小企業等に対して、1,000万円を上限に利子補給及び保証料補助を行います。

●対象

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証による千葉県制度融資のセーフティネット資金（市町村認定枠及び危機関連保証枠）を借り入れた市内中小企業者（個人事業主含む）

●補助対象期間

- ・千葉県がセーフティネット保証4号の指定を受けている期間（6月1日まで）
- ・上記指定期間が延長された場合、補助対象期間の延長を検討します。
- ・本制度創設前に認定を受けたものについても補助対象とします。

●補助金額及び申請期間

- ・利子補給 初回利子支払日から3年以内の支払利子を全額補助（申請期間：令和2年12月から令和3年1月）
- ・保証料補助 保証料の3年分相当を補助（申請期間：令和2年5月1日より随時受付）

(2) 厳しい経営環境にある中小企業・個人事業主への支援 【2億9,000万円】

新型コロナウイルス対策売上回復支援補助金

(商工振興課 ☎ 047-711-6377)

●事業費 5,000万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している中小企業者等が、外出自粛に対応する中、売上回復に資する取組みの経費の一部として、最大100万円を補助します。

●対象

- ・令和2年2月29日以前から市内で事業を営んでいる中小企業者（個人事業主含む）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が20%以上減少していること 等

●補助対象事業 新型コロナウイルス感染症対策や外出自粛に対応し、令和2年3月1日以降に開始した、売上回復に資する取り組み

●補助対象経費

- ・新たに始めるテイクアウト・デリバリー事業に必要な容器等購入費用
- ・インターネットを活用した事業を開始する際に、事業者が払う初期費用、手数料
- ・クラウドファンディング代行業者等に支払う手数料
- ・新たに事業を始めるために必要な広告宣伝費、WEB制作委託費 等

●補助金額 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除いた額）の5分の4以内（上限100万円）

●補助対象期間 令和2年4月1日～9月30日（最大3カ月）

(3) 福祉・介護・子どもを支えるひとへの支援【3億円】

まつどの福祉・介護・子どもを支えるひと応援事業

(介護保険課 ☎ 047-366-4101)

- **事業費** 3億円

- **目的** 新型コロナウイルスの感染が拡大している中でも、介護や子どもの保育等の支援が必要な市民の生活を守るために、感染リスクを抱えながらも働き続けている介護等に従事する職員や子どもの保育等の支援に従事する職員に対して敬意を表するため支援金を給付する。

- **対象** 市内の介護、障害児・障害者、子どもの保育等を支援する事業所・施設
 - ・ 介護サービス事業所 約760事業所
 - ・ 障害児・障害者サービス事業所 約450事業所
 - ・ 放課後児童クラブ・保育園・幼稚園等 約290施設計 1,500事業所(施設)

- **支給額** 1事業所(施設)あたり一律20万円を事業者へ支給 (予算規模：20万円×1,500カ所=3億円)

- **支給対象となる費用** 介護・障害サービス等に従事する職員や子どもの保育等の支援に従事する職員へ事業所が慰労金や特別手当等を上乗せする経費

(5) 子どもたちへの支援【5億4,077万円】

I 自宅学習課題の郵送 (2,991万円)

II 電話連絡による学習状況把握 (330万円)

全児童生徒
一人一人に向けて

(指導課 ☎ 047-366-7458)

- I** 目的：● 学びを止めない
● 生活リズムの保持
● 一人ひとりが確実に手元で確認できる

・家庭で取り組める学習教材や助言プリント
児童生徒への励ましメッセージ等を郵送する。

- II** 目的：● 心身の健康状態の把握
● 学習相談
● 直接会話し状況を的確に把握

・児童生徒やその保護者と直接電話でやりとりし、
学習や健康状態を把握するとともに、悩みや不安
など心のケアをする。



教員による家庭への電話連絡の増加に対応し、各小中学校へ携帯電話を配置

(5) 子どもたちへの支援【5億4,077万円】

小学校の預かり児童、放課後児童クラブの児童に昼食(パン)を提供

(保健体育課 ☎ 047-366-7459)

保護者の負担軽減の一助となるように、昼食(パン)を無償で提供します。

- **実施日** 令和2年4月30日(木)・5月1日(金)
- **提供食** 総菜パン2個(山崎製パン(株)の商品2種類)
- **対象者** 学校での預かり体制及び放課後児童クラブを利用している児童
- **提供方法** 松戸市が購入したパンを、預かり体制及び放課後児童クラブの利用状況に応じ、市職員がパンを仕分けて各校に配送します。
- **予算額** 220万円
- **提供予定数** 市内全体で1日あたり1,100人分
- **その他** パンの提供に関し、事前申込は不要です。
学校休校が延長となる場合、5月末日までの期間において、5月7日(木)・8日(金)の2日間と11日(月)以降は毎週火曜・金曜の週2回、パンを提供します。



(5) 子どもたちへの支援【5億4,077万円】

準要保護児童生徒に対する休校期間中の昼食援助費の支給

(保健体育課 ☎ 047-366-7459)

準要保護に認定された児童生徒に対し、休校期間中の昼食援助費として、給食費相当額を支給します。

- **予算額** 1,282万円
- **援助対象** 松戸市立小中学校に通学し、準要保護に認定された児童生徒
- **支給額** 1食単価に1カ月の給食実施予定回数を掛けた金額を月ごとに支給します。
※1食単価：小学校低学年250円、中学年270円、高学年290円、
中学生310円 + 各牛乳代1本53.94円
- **対象期間** 令和2年4月からの休校期間に応じて支給
- **支給時期** 令和2年7月下旬頃から順次支給予定
- **支給方法** 原則、松戸市から保護者の有する銀行口座へ直接支給
※準要保護：要保護（生活保護）に準ずる程度に経済的に困窮していると市が認めた場合、給食費や学用品費等を市が負担するもの。

(6) 感染拡大の防止対策【8,669万円】

「緊急時Web会議システム専用タブレット」を導入

(情報政策課 ☎ 047-366-7399)

県内初！在宅など市庁舎外で利用でき、多数の参加者で会議が可能

重要かつ緊急的な会議等を集合せずに実施できる環境を整備するため、「緊急時Web会議システム専用タブレット」を4月20日に導入し、部長会議や感染症対策協議での利用を開始しています。

新型コロナウイルス感染拡大の終息後も、働き方改革として遠隔地との会議・協議会等に活用できます（別添資料参照）。

- 端末台数 100台 ※10.1型タブレット
- 導入経費 約1,400万円（回線経費を含む）
- 特 徴
 - ・ 場所に捉われず「業務の完結」が可能
 - ・ 多人数と接続しても安定した会議が可能



Web会議の様子

業務完結型タブレットの導入 ~場所という概念に捉われない~

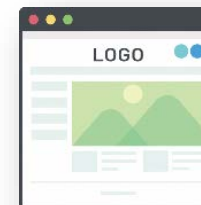
1 議題・案件の共有及び通知

- ・ LINE電話
- ・ 電子メール



2 情報収集及び会議準備

- ・ Webブラウザ
- ・ 電子メール



専用タブレット

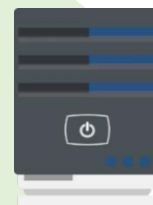


ポリシー配布
端末指示



端末状態
利用状況

セキュリティ
管理サーバ



4 会議録の送付及び確認

- ・ 電子メール
- ・ Web会議録画の再生
- ・ チャット



3 Web会議の開催

- ・ LINEで開催通知
- ・ zoom会議実施
- ・ Web会議録画

